

三滝苑居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人燈心会が開設する三滝苑居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)は、居宅において、要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

(事業所の所在地)

第3条 事業所の所在地は広島市西区三滝本町二丁目1番 1-27 号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職員、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務 1名、介護支援専門員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 4名(常勤兼務 1名(管理者と兼務)、常勤専従 2名、非常勤専従1名)
- (3) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日までとする。但し、国民の休日及び 12/30～1/3 を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室
- (2) 課題分析票の種類 フローチャート方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の面会室、相談室、利用者の自宅、他の事業所、病院
- (4) 援専門員の居宅訪問頻度1～2回／月

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程 1 キロメートル当り50円を実費として徴収する。

3 前項の費用に支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市の区域とする。但し、安芸区と安佐北区を除く。

(その他運営に関する重要事項)

第 10 条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 広島市介護支援専門員連絡会議の研修

(2) その他の研修

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人燈心会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(利用者等の虐待の防止のための措置に関する事項)

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の対策を講じる。

(1) 委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待防止責任者の設置を行う。

(4) 高齢者虐待が疑われるケースが発覚した場合には、職員は速やかに管理者に報告する。管理者は、地域包括支援センター等への通報等の判断を仰ぐものとする。

(5) 職員に対し、利用者等の人権の擁護や虐待に対する意識の啓発を図るため、適宜、研修に参加させる。

附 則

この規程は、平成15年 11 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 12 月 10 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 10 月 17 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 6 月 16 日から施行する。